

議案第四十四号

政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例の一部を  
改正する条例

右の議案を提出する。

平成十八年六月十九日

提出者

杉並区長

山 田

宏

政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例の一部を  
改正する条例

政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例（平成七年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株券」の下に「（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

会社法の制定により株券が原則不発行となったことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

政治倫理の確立のための杉並区長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する  
 条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第二条 区長は、その任期開始の日(再選挙により区長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた区長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第二条 区長は、その任期開始の日(再選挙により区長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた区長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日</p>

までに、作成しなければならない。

一〇五 略

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）

七〇十 略

2  
略

までに、作成しなければならない。

一〇五 略

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券  
に  
あつては、株式の銘柄及び株数）

七〇十 略

2  
略